

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人北海道オーガニック推進協会という。
略称を「HOSK」という。

(事務所)

第 2 条 この法人は主たる事務所を北海道札幌市中央区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、生命の根源である健康と環境保全を重視した自然・有機食品に係る基準と審査・認証システムに関する知識及び理念の普及啓発や有機認証農産物の普及に努め、その社会的信頼性を高めるとともに、環境負荷の少ない生産・加工・流通・消費社会を構築し、もって地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 有機・特別栽培食品に係る企画及び審査・認証に関する事業。
- (2) 研修会、講演会、セミナー等の企画、開催及び後援。
- (3) 認証された有機・特別栽培食品の普及や自然・有機農業の推進及び支援。
- (4) 環境保全活動の研究及び国内外機関との交流と協力。
- (5) 有機・特別栽培食品の生産・加工・流通・消費に係る個人、各種団体との連絡、受委託、協力、助言又は援助活動。
- (6) その他、この法人の目的達成に必要な事業。

第 3 章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員を以って特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 この法人の、入会における条件は別に定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び事務局

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上8人以下とする。

(2) 監事 3人。

2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事の互選により選任された者が、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査及びこの法人が行う、各種認証業務に係る内部監査を実施すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(欠員補充)

- 第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、解任することができる。この場合には議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局)

- 第20条 この法人に、事務局を設置することができる。
- 2 事務局には、事務局長及び必要に応じて職員を置く。
 - 3 事務局長の選任は理事会の了承を経て、理事長が任命する。
 - 4 職員は、理事長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

- 第22条 総会は正会員を以って構成する。

(総会の権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- ① 定款の変更。
 - ② 解散及び合併。
 - ③ 事業計画及び活動予算並びにその変更。
 - ④ 事業報告及び活動決算。

- ⑤ 役員の選任又は解任、職務及び報酬。
- ⑥ 会費の額及び徴収方法。
- ⑦ その他運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第5号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は委任状による出席を含め、正会員の2分の1以上の出席を以て成立する。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款の規定するもののほか、出席した正会員の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条及び第28条第2項、第30条第1項第2号、第49条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 正会員総数並びに出席者数（書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数も付記すること。）
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名、押印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事を以て構成する。

- 2 理事会には監事も出席できる。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむをえない理由により理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が、記名、押印又は署名しなければならない。

第7章 委員会等

(委員会等の設置)

第39条 本会の目的達成のため各種委員会を理事会の議決に基づき設置する。

- 2 各種委員会は別に定める有機認証業務規程に基づき運営する。

第8章 資産及び会計

(構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを以て構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 財産から生ずる収益。
- (5) 事業に伴う収益。

(6) その他の収益。

(管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しない時は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむをえない事由が生じたときは総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項の変更をする場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴う ものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他 の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
 - (3) 正会員の欠亡。
 - (4) 合併。
 - (5) 破産。
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第51条 この法人が解散した時は、理事が清算人となる。但し、破産の場合による解散を除く。

（剰余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、北海道に譲渡するものとする。

（合併）

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第54条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑 則

（細則）

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日 2002 年 6 月 28 日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 菊地晃二
理事 村尾齋
理事 土井敏興
理事 飯田昌博
理事 金崎弘
監事 中館嘉博
監事 佐藤盛
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2004 年 2 月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 59 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 58 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2002 年 12 月 31 日までとする。
- 6 この定款は、2005 年 7 月 5 日から一部改正施行する。
この定款は、2011 年 6 月 14 日から一部改正施行する。
この定款は、2013 年 6 月 23 日から一部改正施行する。
この定款は、2016 年 2 月 4 日から一部改正施行する。
この定款は、2018 年 2 月 1 日から一部改正施行する。
この定款は、2019 年 2 月 1 日から一部改正施行する。
この定款は、2020 年 4 月 17 日から一部改正施行する。
この定款は、2021 年 3 月 25 日から一部改正施行する。
この定款は、2025 年 月 日から一部改正施行する。